

## 論文審査の結果の要旨

論文 「事実」と「非事実」を共に構成する言語形式について  
……古代日本語における……

論文提出者氏名 栗田 岳

主査 野村剛史

本論文は、現在においても論議の絶えない古代日本語の幾つかの重要な文法形式について、「事実」と「非事実」を共に構成する」という観点から考察した意欲的な研究であり、「序」「おわりに」を含んで6章から構成されている。本論文が主として考察対象とするのは、1章～4章として示される四種類の形式である。

第1章は、「モゾ～基本形述語、モコソ～基本形述語」という中古の係り結び形式を取り扱っている。「基本形」とは、助詞・助動詞を下接させない単独の動詞のことである。これら「モゾ・モコソ～」形式は、例えば「人もこそ聞け」が「他人の耳に入るといけない」のように「将来への危惧」を表すと認められることが多いが、著者は、「モゾ・モコソ～」形式は「将来」という時間性と関わるものではなく、例えば「モゾ・モコソ～」で表される何らかの事態への配慮が必要と判断しているだけであると規定する。それ故「モゾ・モコソ～」形式は、事態が現に存在している場合にも、将来において存在しうる場合にも使用される、と結論する。

第2章は、キと活用系列を構成して過去を表すとされる「シ、セ、シカ」というサ行系の助動詞を考察している。著者は、例えば古事記歌謡の「浮き志脂」の「浮きし」が過去の状態を表すものではなく現在の状態を表すことから、サ行系の助動詞の意味は、時間的過去を表すものではなく、「言語主体が直面している今のリアルな事態」と同質の事態を構成すると規定する。そこで「シ、セ、シカ」という形式は過去の事態（事実）も未来の事態（非事実）も言語化し得た、と著者は指摘している。

第3章は、かねてから議論の多いいわゆる「らむ留歌」を扱っている。ラムばかりではなくム、ケムなどは、古来「設想」（「想定」、「推量」）などを表すものとされてきた。そのことを著者は肯うが、その「非事実」を表すと考えられる形式をもって、場合によっては「事実」事態をも表すことがあると主張している。ただしラム留歌の場合は、事実を言語主体が「簡単には受け入れがたいもの」と感じ、それを改めて「設想」の形式で表現しているケースとする。この解釈により、かねてから議論の多い「久方の光のどけき春の日にしづ心なく花の散るらむ」歌なども、目前光景でありながらラムという設想形式が現れると、著者は主張するのである。

第4章は、古代語の文法で最も解釈・解決困難と大方に認められている上代特殊語法としての「ズハ」形式、すなわち「かくばかり恋ひつつあらずは高山の岩根し枕きて死なましものを」などのズハを取り扱っている。著者はズハについて、事実事態を言語主体が「簡単には受け入れがたい、望ましからざるもの（不望）」と感受し、そのような不望事態をそのまま言語化しやすい仮定条件節内で、単なる否定辞から「不望」形式の表現へと転換されたものと、主張している。

以上の四章は、それぞれ別々にレフェリー付きの学界誌に採用された論文をもとに構成されている。その点、水準の高い議論として評価されるが、本来著者は、「「事実」と「非事実」を共に構成する言語形式」とまとまるような形で研究を進めていたわけではない。古代語の時制やモダリティ研究の問題点を追究する中で、「事実」と「非事実」という広義モダリティに関わって、古代語研究の問題点が集中的に認められると結論づけたのである。その経緯が「序」で述べられている。また「おわりに」に臨んで、本論で検討してきた課題が「「事実」と「非事実」を共に構成する言語形式」であったことから、これまでの研究における問題点として、「古代日本語に見出されてきた「時間的意味」の再検討」が浮かび上がると指摘し、今後の課題も広義モダリティという観点から見定められた。

「「事実」と「非事実」を共に構成する言語形式」という観点から、古代日本語の広義モダリティを考察してゆこうとする本論文の観点は、極めて問題のかつ刺激的である。

「モゾ・モコソ〜」形式が、事態が現に存在している場合にも、将来において存在する場合にも使用されるという第1章の結論は、おおむね妥当なものと思われる。一方、第2章の「サ行系助動詞」や第3章のラムの意味解釈、第4章のズハの働きなどについての議論は、未だ他の解釈すなわち通行の解釈を排除して、より高度な地点から自己の妥当性を主張しうるほどの説得力を備えているとは言いにくいところがある。しかし、通行の解釈に匹敵する或いはそれ以上の、一貫した整合的な解釈を示し得ていると述べる事が可能である。困難な課題について、「「事実」と「非事実」を共に構成する言語形式」という地点にまで考察を進め得た思考力は、高く評価するに値するであろう。今後の課題の考察にも期待が持たれる。

したがって、本審査委員会は本論文を博士（学術）の学位を授与するのにふさわしいものと認定する。